死亡災害の選滅。 アンダー190伊勢

~ 今月のトピックス~

労働災害の増加傾向が続いています 全国労働衛生週間準備期間 秋の全国交通安全運動



労働災害の増加傾向が続いています

令和3年7月末の速報値において、死亡者は2人で、前年 に比べ1人の増加となっています。

休業4日以上の死傷者数は、増加傾向で推移しており、同 じく7月末の時点において、前年に比べて20人増加(18.3% 増)し、129人となっています。

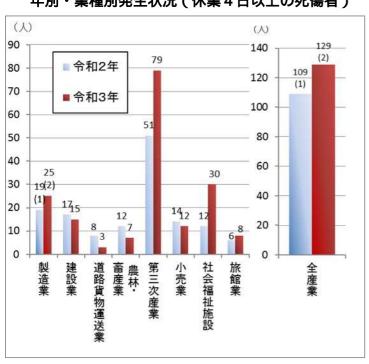
業種別では、「製造業」、「社会福祉施設」において発生 が目立ち、昨年に比べて増加しています。

事故の型別では、「墜落・転落」によるものが、前年に比 べ3倍の発生となっています。

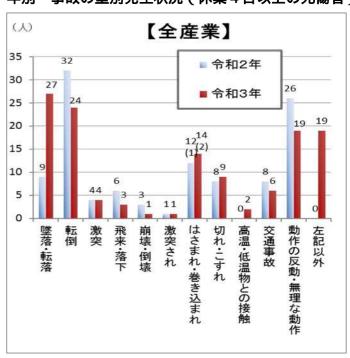
また、業務上による疾病では、「腰痛」、職場における 「新型コロナウイルス感染」によるものが多いほか、排気ガ スによる「一酸化炭素中毒」も発生しています。

令和 3 年労働災害発生状況(令和 3 年 7 月末現在)

年別・業種別発生状況(休業4日以上の死傷者)



年別・事故の型別発生状況(休業4日以上の死傷者)



三重県内で、新型コロナウイルス感染症による 職場での集団感染(クラスター)が発生しています。 感染防止対策の取組み強化をお願いします!



9月は「全国労働衛生週間準備期間」です。 ~ 今年は、2つのスローガンで展開~

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識の高揚を図り、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じて労働者の健康確保に向け、昭和25年から毎年実施され、今年で第72回を迎えます。

今年は、職場における労働衛生管理活動の全体スローガンに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための副スローガンを設けて、展開されます。

9月の準備期間には、日常の労働衛生活動の総点検などを実施しましょう。

~ 署長メッセージ~

令和3年度の全国労働衛生週間は、

「向き合おう! こころとからだの 健康管理」

をスローガンに、

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を副スローガンとして新たに設けて、10月1日から7日までの本週間として展開されます。

現在は、職場におけるストレスやコロナ禍など様々な困難があります。それらに適切に対応するために、事業場における労働衛生意識の高揚、自主的労働衛生管理活動の一層の促進を図ることが重要です。加えて、高年齢労働者への配慮や、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援も、働き方改革とリンクし重要です。本週間を契機にして、事業主並びに労働者一人一人が、自らのこころとからだに今一度向き合っていただきますようよろしくお願いします。

長期間に渡るコロナ対策で、「コロナ疲れ」が誰もが感じているところかと思います。各年齢層でワクチン接種が進んでいるとことではありますが、新たな変異株の影響も懸念されます。今一度、皆様におかれましては、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」と、いわゆる"三つの密"(密閉空間、 密集空間、 密接空間)を避けることの徹底をお願いします。

伊勢労働基準監督署長 古市泰久

三重労働局では、ホームページに「労働衛生特設ページ」を開設し、 新型コロナウイルス感染予防、法令改正などの情報発信を行っています。



秋の全国交通安全運動

令和3年9月21日(火)~30日(木)まで

伊勢労働基準監督署管内において過去10年間に発生した死亡労働災害を見ると、「<mark>交通事故」</mark>によるものが、発生全体の<u>3割</u>を占め最も多くなっています。

また、本年6月には、千葉県において、業務中に飲酒したドライバーが運転する トラックが、下校中の小学生の列に突っ込み、児童が死傷する交通事故が発生して います。

一人一人の「交通ルールの順守」、「正しい交通マナーの実践」に向けた取組み を進めるともに、交通労災防止に向け総合的な取組みをお願いします。

~秋の全国交通安全運動「職場における活動」~

- ◆ 業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- ◆ 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の 周知
- ◆ 横断歩道等における歩行者等優先の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範 的な運転の推進
- ◆ 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- ◆ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい 使用の徹底
- ◆ 自転車利用者に対する交通ルール遵守の徹底
- ◆ 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進

交通労働災害防止のためのガイドライン

厚生労働省では、トラック運転手など運転を主業務とするものに限らず、業務で自動車等(2輪を含む)を使用する場合の交通事故防止に向けて、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく、総合的な取組みをお願いしています。

交通労働災害防止のための主な取組み事項

交通労災防止管理者の選任

適正な労働時間管理・走行管理

点呼の実施

運転以外の業務における配慮

教育の実施

交通事故防止の意識高揚

交通事故防止に係る情報は

秋の全国交通安全運動は、

「内閣府 令和3年秋の交通安全運動」



交通労働災害防止は、 「職場のあんぜんサイト」

